

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名 武光誠

武光誠氏の論文『古代太政官制の研究』は、日本古代国家の太政官制の構造と特質そしてその変遷について、歴史的展望を示した研究成果である。研究の特徴は、形成過程、構造の特質や政務運営の展開などについての多面的な検討を通して、大胆に政治的背景をさぐるところにある。それらを通して、日本古代国家の政治・政権構造について、畿内豪族の連合政権的な構造を見出すと共に、平安時代初期に氏族制的要素が後退する歴史的展開を指摘するなどの見通しを提示したものである。

第一編「太政官の構成」では、大宝令によって太政官の下にそれまで管轄外の宮内官・中官が八省として位置づけられるなど、国政の権限を太政官に集中する方式が成立した過程を跡づけ、天皇のもとの貴族政権としての構造を太政官制の中に見出す。

第二編「太政官の政務の運営」では、「弃官宣旨」を取り上げ、太政官の議政に与る最上位の公卿である上卿が弃官経由で下す弃官宣旨が十世紀中葉に国政において重んじられるようになる過程を明らかにし、また「陣申文」を検討して、内裏の左右近衛陣において公卿が諸司・諸国からの重要な申文を議して政務決定するあり方が十世紀中葉に成立したことを明らかにする。弃官宣旨や陣申文によって、唐にならった律令制の原則を日本的な貴族政権の構造にあった形に変化させたことを指摘する。また官司の記録である「記文」に注目し、個々の官司が職務運営にあたって記文などの記録を作ったことを明らかにして、律令のみではなく先例重視という日本的な運営を行うようになったと位置づける。弃官宣旨や陣申文を太政官の政務運営の展開の中で位置づけた研究は先駆的なものであり、その後の研究に資したことは充分評価し得る。

第三編「太政官と祭祀」では、太政官が祭祀において果たした役割を大嘗祭などについて検討し、太政官政治が伝統的祭祀を重んじたことを論じる。神祇官でない太政官の祭祀への関与については、従来あまりふれられなかった有益なテーマである。

以上、本論文は、日本古代の律令太政官制の特質を形成過程・構成・政務運営や祭祀との関係などにわたり幅広く検出し、その全体的な見通しを提示している。とくに、研究史上先駆的な論考や研究の手薄な分野に光をあてた論考を含んでいること、政務運営の変遷をめぐる政治過程について明快な論旨を展開するとともに、太政官制に天皇のもとにおける畿内貴族政権としての構造を見出す試論を大胆に展開したことは、評価できる。

天皇と貴族との間に緊張関係を認める説に対して貴族政治と天皇との一体性をどう証明し、また中央の太政官制のみでなく地方社会に対する国家的支配のあり方をどう位置づけるのかなど、さらに論及が望まれるものの、古代太政官制の展開から政治過程論に迫ろうとする上で独自の達成を示した点で、本論文は今後の日本古代史研究に有益な基礎をもたらすものと評価できよう。

したがって、審査委員会は本論文が博士（文学）にふさわしい研究であると判断する。